

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 8 月18日
【会社名】	クオインタムソリューションズ株式会社
【英訳名】	Quantum Solutions Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大澤 梅嘉
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 2 号
【電話番号】	03 (4579) 4059 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部 寺田キャサリン
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 2 号
【電話番号】	03 (4579) 4059 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部 寺田キャサリン
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券、新株予約権付社債(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 485,520,000円 第16回新株予約権証券 8,131,860円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 993,811,860円 第17回新株予約権証券 840,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,800,840,000円 第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等) 2,067,200,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社が2026年8月7日付で提出した有価証券届出書について、記載内容の一部に訂正すべき事項があることから、必要な訂正を行うため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

5 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権証券)

6 新規発行新株予約権付社債（第6回無担保転換社債型新株予約権付社債）

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

3 発行条件に関する事項

4 大規模な第三者割当に関する事項

5 第三者割当後の大株主の状況

6 大規模な第三者割当の必要性

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

5 【新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権証券)】

(訂正前)

< 前略 >

(2) 【新株予約権の内容等】

< 中略 >

新株予約権の行使時の払込金額	1．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 < 中略 > 2．行使価額の調整 < 中略 > (2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 < 中略 > 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第13回新株予約権を除き、以下本「5 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権)」 「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。） < 後略 >
----------------	--

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

(2) 【新株予約権の内容等】

< 中略 >

新株予約権の行使時の払込金額	1．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 < 中略 > 2．行使価額の調整 < 中略 > (2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 < 中略 > 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(但し、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第13回新株予約権を除き、以下、本「5 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権)」において「取得請求権付株式等」と総称する。)を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。) < 後略 >
----------------	---

< 後略 >

6 【新規発行新株予約権付社債(第6回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

(訂正前)

< 前略 >

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の数	行使により当社が当社普通株式を交付する数は、新株予約権の行使請求(以下、本「 <u>1 新規発行新株予約権付社債(第5回無担保転換社債型新株予約権付社債)</u> 」において「行使請求」という。)に係る本転換社債の払込金額の総額を別記「 <u>新株予約権の行使時の払込金額</u> 」欄第2項に定める転換価額で除した数とし、上限は6,800,000株とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
-----------------	--

< 中略 >

5 本資金調達により資金調達をしようとする理由

< 中略 >

（第13回新株予約権の取得及び消却について）

当社は、本第三者割当に伴うリファイナンスの一環として、2026年8月24日付で、第13回新株予約権の全部を取得し、取得後直ちにその全部を消却する予定です。

第13回新株予約権の取得及び消却は、本第三者割当増資に併せて既存の資金調達手段を整理し、資本政策の簡素化及び既存証券のリファイナンスを図ることを目的として実施するものです。第13回新株予約権の取得及び消却の概要は以下のとおりです。

項目	内容
取得・消却対象	第13回新株予約権
取得予定日	2026年8月24日
消却予定日	<u>2026年8月24日</u>
取得予定数	第13回新株予約権の残存する全数（108,900個）
取得価額	第13回新株予約権1個あたり53円（取得総額5,771,700円）
消却予定数	取得した第13回新株予約権の全数（108,900個）
消却方法	当社が取得した第13回新株予約権を会社法第276条の規定に基づき消却する予定です。

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の数	行使により当社が当社普通株式を交付する数は、新株予約権の行使請求（以下、本「 <u>6 新規発行新株予約権付社債（第6回無担保転換社債型新株予約権付社債）</u> 」において「行使請求」という。）に係る本転換社債の払込金額の総額を別記「 <u>新株予約権の行使時の払込金額</u> 」欄第2項に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
-----------------	--

< 中略 >

5 本資金調達により資金調達をしようとする理由

< 中略 >

（第13回新株予約権の取得及び消却について）

当社は、本第三者割当に伴うリファイナンスの一環として、2026年8月24日付で、第13回新株予約権の全部を取得し、取得後、所定の手続きを経た上で、その全部を消却する予定です。

第13回新株予約権の取得及び消却は、本第三者割当増資に併せて既存の資金調達手段を整理し、資本政

策の簡素化及び既存証券のリファイナンスを図ることを目的として実施するものです。第13回新株予約権の取得及び消却の概要は以下のとおりです。

項目	内容
取得・消却対象	第13回新株予約権
取得予定日	2026年 8 月24日
消却予定日	<u>2026年 8 月25日</u>
取得予定数	第13回新株予約権の残存する全数（108,900個）
取得価額	第13回新株予約権 1 個あたり53円（取得総額5,771,700円）
消却予定数	取得した第13回新株予約権の全数（108,900個）
消却方法	当社が取得した第13回新株予約権を会社法第276条の規定に基づき消却する予定です。

< 後略 >

第 3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

（訂正前）

< 前略 >

d . 割り当てようとする株式の数

Blackwell Cloud Co., Limited 新株式 4,046,000株
 第16回新株予約権 82,140個(株式数 8,214,000株)
 CVI Investments, Inc. 第17回新株予約権 60,000個(株式数 6,000,000株)
 第 6 回新株予約権付社債
 (その目的となる株式数 17,820,690株)

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

d . 割り当てようとする株式の数

Blackwell Cloud Co., Limited 新株式 4,046,000株
 第16回新株予約権 82,140個(株式数 8,214,000株)
 CVI Investments, Inc. 第17回新株予約権 60,000個(株式数 6,000,000株)
 第 6 回新株予約権付社債
 (その目的となる株式数 17,820,689株)

< 後略 >

3 【発行条件に関する事項】

(訂正前)

< 前略 >

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数4,046,000株、並びに、第16回及び第17回新株予約権が全て行使されたことによる交付される株式数及び本新株予約権付社債が全て転換した場合に交付される株式数は、それぞれ14,214,000株及び17,820,690株の合計36,080,690株となり、2026年2月28日現在の発行済株式総数49,248,593株（議決権数491,270個）に対して、合計73.26%（議決権ベース73.44%）の希薄化率であります。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数4,046,000株、並びに、第16回及び第17回新株予約権が全て行使されたことによる交付される株式数及び本新株予約権付社債が全て転換した場合に交付される株式数は、それぞれ14,214,000株及び17,820,689株の合計36,080,689株となり、2026年2月28日現在の発行済株式総数49,248,593株（議決権数491,270個）に対して、合計73.26%（議決権ベース73.44%）の希薄化率であります。

< 後略 >

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

(訂正前)

本新株式の発行により増加する株式数4,046,000株、並びに、第16回及び第17回新株予約権が全て行使されたことによる交付される株式数及び本新株予約権付社債が全て転換した場合に交付される株式数は、それぞれ14,214,000株及び17,820,690株の合計36,080,690株となり、2026年2月28日現在の発行済株式総数49,248,593株（議決権数491,270個）に対して、合計72.26%（議決権ベース73.44%）の希薄化率となります。

したがって、25%以上の希薄化が生じ、支配株主の異動が生じることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

(訂正後)

本新株式の発行により増加する株式数4,046,000株、並びに、第16回及び第17回新株予約権が全て行使されたことによる交付される株式数及び本新株予約権付社債が全て転換した場合に交付される株式数は、それぞれ14,214,000株及び17,820,689株の合計36,080,689株となり、2026年2月28日現在の発行済株式総数49,248,593株（議決権数491,270個）に対して、合計73.26%（議決権ベース73.44%）の希薄化率となります。

したがって、25%以上の希薄化が生じることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

< 前略 >

(2) 本新株式、新株予約権及び新株予約権付社債が全株行使された後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (百株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
CVI Investments, Inc.	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Uglan House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	-	-	238,207	27.96
Blackwell Cloud Co., Limited	Room 803B, 8/F, West Coast International Building, 290-296 Un Chau Street, Cheung Sha Wan, Kowloon, Hong Kong	-	-	122,600	14.39
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行 東京支店 セキュリティーズ・サービス・オペレーションズ部長)	LEVEL 33, ONE PACIFIC PLACE, 88 QUEENSWAY, HONG KONG (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	80,868	16.46	80,868	9.49
OKASAN INTERNATIONAL(ASIA) LIMITED A/C CLIENT (常任代理人)	ROOMS 2605-7, 26F, WINGON CENTRE, 111 CONNAUGHTROAD CENTRAL, HONGKONG (東京都中央区日本橋室町2丁目2-1)	78,165	15.91	78,165	9.17
FUTU SECURITIES INTERNATIONAL (HONGKONG) LIMITED (常任代理人 momoo証券株式会社 代表取締役)	UNIT C1-2, 13/F., UNITEDCENTRE, NO.95 QUEENSWAY, ADMIRALTY HONG KONG (東京都渋谷区渋谷1丁目2番5号)	48,512	9.87	48,512	5.69
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社 代表取締役)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (東京都千代田区霞が関3丁目2番5号)	43,325	8.82	43,325	5.08
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク・エヌ・エイ東京支店 カストディ業務部長)	41/F CENTRAL PLAZA, 18 HARBOURROAD, WANCHAI, HONG KONG (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	17,058	3.47	17,058	2.00
BNP PARIBAS SINGAPORE/2S/JASDEC /UOB KAY HIAN PRIVATE LIMITED (常任代理人 香港上海銀行 東京支店 セキュリティーズ・サービス・オペレーションズ部長)	NO 8 ANTHONY ROAD #01-01 SINGAPORE 22995 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	12,935	2.63	12,935	1.52
BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT (常任代理人 BOFA証券株式会社 代表取締役社長)	THE CORPORATION TRUST COMPANY, 1209 ORANGE ST, COUNTY OF NEW CASTLE WILMINGTON, DE US (東京都中央区日本橋1丁目4-1 日本橋一丁目三井ビルディング)	12,859	2.62	12,859	1.51
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. HONG KONG CLIENT ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行 取締役頭取執行役員)	39F, ONE INTERNATIONAL FINANCE CENTRE 1 HARBOURVIEW STREET, CENTRAL, HONG KONG (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	12,667	2.58	12,667	1.49

計		306,389	62.37	667,196	78.30
---	--	---------	-------	---------	-------

(注) 1. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2026年2月28日現在の株主名簿（発行済株式総数49,248,593株、議決権数491,270個）を基準に記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、(注)1.に記載の内容に、本第三者割当増資により新たに発行される株式数（4,046,000株、議決権数 40,460個）及び第16回新株予約権がすべて行使された場合の株式数（8,214,000株、議決権数 82,140個）、第17回新株予約権がすべて行使された場合の株式数（6,000,000株、議決権数 60,000個）、第6回新株予約権付社債が当初転換価額ですべて転換された場合の株式数17,820,690を合算した株式数（36,080,690株 議決権数 360,806個）を仮にすべて保有し続けたものとして加えて作成しています。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

(2) 本新株式、新株予約権及び新株予約権付社債が全株行使された後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (百株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
CVI Investments, Inc.	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	-	-	238,206	27.96
Blackwell Cloud Co., Limited	Room 803B, 8/F, West Coast International Building, 290-296 Un Chau Street, Cheung Sha Wan, Kowloon, Hong Kong	-	-	122,600	14.39
KG I ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 セキュリティーズ・サービス・オペレーションズ部長)	LEVEL 33, ONE PACIFIC PLACE, 88 QUEENSWAY, HONG KONG (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	80,868	16.46	80,868	9.49
OKASAN INTERNATIONAL(ASIA) LIMITED A/C CLIENT (常任代理人)	ROOMS 2605-7, 26F, WINGON CENTRE, 111 CONNAUGHTROAD CENTRAL, HONGKONG (東京都中央区日本橋室町2丁目2-1)	78,165	15.91	78,165	9.17
FUTU SECURITIES INTERNATIONAL (HONGKONG) LIMITED (常任代理人 momoo証券株式会社 代表取締役)	UNIT C1-2, 13/F., UNITEDCENTRE, NO.95 QUEENSWAY, ADMIRALTY HONG KONG (東京都渋谷区渋谷1丁目2番5号)	48,512	9.87	48,512	5.69
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社 代表取締役)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (東京都千代田区霞が関3丁目2番5号)	43,325	8.82	43,325	5.08
KG I ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店 カストディ業務部長)	41/F CENTRAL PLAZA, 18 HARBOUR ROAD, WANCHAI, HONG KONG (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	17,058	3.47	17,058	2.00
BNP PARIBAS SINGAPORE/2S/JASDEC /UOB KAY HIAN PRIVATE LIMITED (常任代理人 香港上海銀行東京支店 セキュリティーズ・サービス・オペレーションズ部長)	NO 8 ANTHONY ROAD #01-01 SINGAPORE 22995 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	12,935	2.63	12,935	1.52

BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT (常任代理人 BOFA証券株式会社 代表取締役社長)	THE CORPORATION TRUST COMPANY, 1209 ORANGE ST, COUNTY OF NEW CASTLE WILMINGTON, DE US (東京都中央区日本橋1丁目4-1 日本橋一丁目三井ビルディング)	12,859	2.62	12,859	1.51
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. HONG KONG CLIENT ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行 取締役頭取執行役員)	39F, ONE INTERNATIONAL FINANCE CENTRE 1 HARBOURVIEW STREET, CENTRAL, HONG KONG (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	12,667	2.58	12,667	1.49
計		306,389	62.37	667,195	78.30

(注) 1. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2026年2月28日現在の株主名簿(発行済株式総数49,248,593株、議決権数491,270個)を基準に記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、(注)1.に記載の内容に、本第三者割当増資により新たに発行される株式数(4,046,000株、議決権数 40,460個)及び第16回新株予約権がすべて行使された場合の株式数(8,214,000株、議決権数 82,140個)、第17回新株予約権がすべて行使された場合の株式数(6,000,000株、議決権数 60,000個)、第6回新株予約権付社債が当初転換価額ですべて転換された場合の株式数17,820,690を合算した株式数(36,080,689株 議決権数 360,806個)を仮にすべて保有し続けたものとして加えて作成しています。

< 後略 >

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(訂正前)

< 前略 >

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本資金調達によって増加する潜在株式数は、2026年2月28日時点の発行済株式数の63.31%(議決権ベースで63.47%)であり、上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、25%以上の希薄化が生じることとなります。

< 中略 >

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

< 中略 >

なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

< 中略 >

(4) 本件第三者割当に係る募集条件及び募集規模の相当性

< 中略 >

次に、新株式の発行により増加する株式数4,046,000株、第16回新株予約権及び第17回新株予約権が全て行使されたことによる交付される株式数及び第6回新株予約権付社債が全て転換した場合に交付される株式数は、それぞれ14,214,000株及び17,820,690株の合計36,080,690株となり、2026年2月28日現在の発行済株式総数49,248,593株(議決権数491,270個)に対して約73.26%(議決権ベースで73.44%)に相当するため(なお、第6回新株予約権付社債の転換価額が下方に修正・調整された場合には、より希薄化率が増加する。)、相当の株式の希薄化が生じることとなるが見込まれる。

しかしながら、本件第三者割当は、貴社の企業価値及び株式価値の向上に資すると考え得るものである上、貴社は、その企業価値の向上に資するために必要となる資金の額を超えて資金を調達することを試みておらず、本件第三者割当による発行数量(及び希薄化)の規模は、その企業価値の向上に資するものである。

したがって、本件第三者割当による本件新株予約権及び本件新株予約権付社債の発行の条件については、相当性が認められるといえる。

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本資金調達によって増加する潜在株式数は、2026年2月28日時点の発行済株式数の73.26%（議決権ベースで73.44%）であり、上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、25%以上の希薄化が生じることとなります。

< 中略 >

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

< 中略 >

なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

< 中略 >

(4) 本件第三者割当に係る募集条件及び募集規模の相当性

< 中略 >

次に、新株式の発行により増加する株式数4,046,000株、第16回新株予約権及び第17回新株予約権が全て行使されたことによる交付される株式数及び第6回新株予約権付社債が全て転換した場合に交付される株式数は、それぞれ14,214,000株及び17,820,689株の合計36,080,689株となり、2026年2月28日現在の発行済株式総数49,248,593株（議決権数491,270個）に対して約73.26%（議決権ベースで73.44%）に相当するため（なお、第6回新株予約権付社債の転換価額が下方に修正・調整された場合には、より希薄化率が増加する。）、相当の株式の希薄化が生じることとなるが見込まれる。

しかしながら、本件第三者割当は、貴社の企業価値及び株式価値の向上に資すると考え得るものである上、貴社は、その企業価値の向上に資するために必要となる資金の額を超えて資金を調達することを試みておらず、本件第三者割当による発行数量（及び希薄化）の規模は、その企業価値の向上に資するものである。

したがって、本件第三者割当による本件新株予約権及び本件新株予約権付社債の発行の条件については、相当性が認められるといえる。

< 後略 >

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

（訂正前）

< 前略 >

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年8月7日）までに、提出した臨時報告書は以下のとおりです。

(1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年5月29日に関東財務局長に提出

(2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2026年7月13日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正臨時報告書（上記3(2)の臨時報告書の訂正報告書）を2026年7月29日に関東財務局長に提出

（訂正後）

< 前略 >

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年8月18日）までに、提出した臨時報告書は以下のとおりです。

（1）金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年5月29日に関東財務局長に提出

（2）金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2026年7月13日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正臨時報告書（上記3(2)の臨時報告書の訂正報告書）を2026年7月29日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年8月7日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年8月7日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項也没有ありません。

（訂正後）

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年8月18日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年8月18日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項也没有ありません。

以上